

◎障がい者制度改革推進本部等にお

ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

(平成二十二年二月一〇日法律第七一号(衆

一、提案理由(平成二十二年一月一八日・衆議院本会議)

○牧義夫君 たいいま議題となりました両案について申し上げます。

次に、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすること、

第二に、成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業とすること、

第三に、障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすること、

第四に、グループホーム、ケアホームの利用に伴い必要となる費用の助成制度を創設すること、

第五に、政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

等であります。

本案は、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に、障害者及び障害児の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

五二

なお、本委員会において、障害保健福祉の推進に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○決議(平成二十二年一月一七日)

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。

二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。

右決議する。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二十二年二月三日)

○津田弥太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏

まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担について応

び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担について応負担が原則であることの明確化、障害者の定義における発達障害者の明示、相談支援体制の充実、障害児支援の強化等を行うとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長牧義夫君より趣旨説明を聴取した後、今回の法改正と障害者制度改革との関係、現在の利用者負担を軽減する必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対、みんなの党を代表して川田龍平委員より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年二月三日)

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項

について適切な措置を講ずるべきである。

一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。

二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律